

緊急用食料品等給付事業

「今日食べる物が無い。」「急な解雇などで収入が無い。」「支援を受けられるものがなく、困っている。」 そんなときに活用できるのが、緊急用食料品等給付事業です。

この事業をきっかけに“支援が必要な方”との信頼関係をつくり、生活再建に向けた支援を行っていきましょう！

相談から給付の流れ

相談

社協職員もしくは社会福祉施設等の相談員が、食料が必要になった原因や状況を対象者から聞き取ります。



目標設定

対象者が今後の生活再建に向けた目標を設定し、相談員が相談受付カードを作成して、給付申込みをします。



給付

給付が決定すれば、相談員同行で本人の生活場面に合わせた食材を購入し、対象者に給付します。



※ 支援の緊急性により、この手続きを経ずに給付申請することができます。その場合は、給付後速やかに対象者の生活再建目標を設定し、相談受付カードを提出してください。

※ 原則として、前回の給付より3カ月以上経過していなければ、再度給付を受けることはできません。

対象者

- ① 東成区内に居住していること
- ② 緊急的かつ一時的に食料が必要な状態であること

どちらの要件も満たす方が対象です。

給付内容

1人あたり2,000円以内の食料

大人が2日から3日の間、生活できる量の食料を現物で給付します。

また、乳幼児がいる世帯については、粉ミルク・離乳食等の食料や紙オムツを必要に応じて給付します。

※ この事業は、食料品の給付が目的ではなく、自立した生活に向けた支援を目的としています。



■ この事業に関するお問い合わせは…

東成区社会福祉協議会
(担当者まで)

TEL: 6977-7035 まで

※ この事業は、共同募金配分金により実施しています。